

経 済 要 録

国 内

◇59年度一般会計予算等の概算要求額について

大蔵省は9月9日、59年度一般会計予算および財政投融资計画に対する各省庁からの概算要求の集計結果を閣議に報告した。これによると、一般会計予算の概算要求額は、58年度予算比+3.8%、また財政投融资計画の要求額は22兆4142億円、58年度比+8.3%の伸びとなっている。59年度一般会計概算要求額の概要は次のとおり。

(単位：百万円)

所 管	58 年 度 予 算 額	59 年 度 概 算 要 求 額
皇 室 費	2,825	2,751
国 会	74,094	79,152
裁 判 所	199,651	207,675
会 計 検 査 院	8,748	9,843
内 閣	10,299	10,384
総 理 府	3,528,859	3,533,659
法 務 省	359,463	369,836
外 務 省	359,138	383,432
大 蔵 省	1,211,300	1,208,430
文 部 省	4,533,753	4,586,819
厚 生 省	9,061,469	9,270,308
農 林 水 産 省	3,238,960	3,159,206
通 商 産 業 省	820,366	826,707
運 輸 省	1,400,435	1,390,051
郵 政 省	24,184	24,543
労 働 省	495,094	493,115
建 設 省	4,061,551	3,977,646
自 治 省	475,207	478,439
防 衛 庁 費	2,754,110	2,943,612
計	32,619,506	32,955,608
国 債 費	8,192,460	10,755,626
地方交付税交付金	7,315,144	8,604,598
合 計	48,127,110	52,315,832
昭和56年度決算不足 補てん繰戻 総 合 計	2,252,493	—
	50,379,603	52,315,832

◇信用金庫に対する国債窓販の第3次認可

大蔵省は9月22日、89金庫に対し、10月1日からの長期国債・政府保証債・地方債の窓販実施を認可した(これにより信金業界の認可先は240信金および全信連)。

◇有価証券取引税法施行令の改正

政府は9月24日、金融機関が営業として行う有価証券の譲渡(国債・政府保証債・地方債の窓販)の際の有価証券取引税率を、証券会社による譲渡の場合と同一にする旨の、「有価証券取引税法施行令の一部を改正する政令」を公布した。

◇証券金融会社の貸付金利改定

証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引上げ、9月26日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位：年%)

	改 定 後	改 定 前
国 債 担 保	6.75	6.50
その他公社債担保	7.00	6.75

◇長期金利の引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、10月債より実施した(長期国債は9月27日、政府保証債、公募地方債は10月3日にそれぞれ決定)。

国 債 等 の 発 行 条 件

		10月債	9月債	8月債
長期国債	表面利率(%)	7.5	7.5	7.5
	発行価格(円)	97.75	97.25	98.00
	応募者利回(%)	7.902	7.994	7.857
政府保証債	表面利率(%)	7.6	7.6	7.6
	発行価格(円)	98.25	97.75	98.50
	応募者利回(%)	7.913	8.005	7.868
公募地方債	表面利率(%)	7.6	休 債	7.6
	発行価格(円)	98.25	休 債	98.50
	応募者利回(%)	7.913	休 債	7.868

◇貸金業者の業務運営に関する大蔵省通達

大蔵省は9月30日、「貸金業の規制等に関する法律」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の運用の目安を定めた通達「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」を発売した。おもな内容は以下のとおり。

(1) 過剰貸付防止のための措置

イ 過剰貸付の判断基準

簡易な審査のみによる無担保、無保証の貸付の目処は、当面、資金需要者に対する1業者当たりの貸付の金額について50万円、または、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とする。

ロ 貸金業者が執るべき措置

(イ) 無担保、無保証の貸付を行うときは、借入申込書に借入希望額等を記入させ、借入意思の確認を行う。

(ロ) 無担保、無保証の貸付を行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録する。

(ハ) その他

ハ 協会が執るべき措置

過剰貸付に関する自主規制基準を作成する。

(2) 誇大広告の禁止

イ 貸金業者が広告をしてはならない表示

(イ) 貸付の利率、返済の方式、返済期間、返済回数等についての不明瞭または不正確な表示

(ロ) 客寄せを目的とした特定の商品主力商品であると誤解させるような表示

(ハ) 他店の利用者または返済能力がないと思われる者を対象として勧誘する表示

(ニ) その他

ロ 協会が執るべき措置

広告規制に関する機関を設置し、広告の自主規制基準を作成する。

(3) 取立て行為の規制

イ 貸金業者がしてはならない行為

(イ) 暴力的な態度をとるなど債務者、保証人等を威迫する言動を行ってはならない。

(ロ) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、債務者、保証人等に電

話で連絡し若しくは電報を送達または訪問してはならない。

(イ) はり紙、落書き、その他の手段により、債務者の借入に関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにしてはならない。

(ロ) 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりしてはならない。

(ハ) 法律上支払義務のない者に対して、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求したりしてはならない。

(ニ) その他

ロ 協会が執るべき措置

取立て行為の規制に関する自主規制基準を作成する。

◇事業債の発行条件の引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し10月債から実施した(10月3日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率 (%)		応募者利回り (%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
A A 格債	12年	98.75 (+0.25)	7.7 (0)	7.7	7.902 (▲0.042)	7.944
A A 格債	10年	99.00 (+0.25)	7.7 (0)	7.7	7.878 (▲0.046)	7.924
A A 格債	7年	99.50 (0)	7.6 (0)	7.6	7.709 (0)	7.709
A A 格債	6年	99.75 (+0.50)	7.6 (+0.1)	7.5	7.660 (▲0.022)	7.682

(注) カッコ内は改定幅。7年物および6年物は8月債との対比(9月債は休債)。

◇10～12月のマネーサプライ見通し

日本銀行は10月14日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

58年7～9月のM₂+CD平残の前年比伸び率は、+7.1%程度と前期(+7.6%)比幾分低下する見込み。

10～12月については引続き前年比+7%前後の伸び率となる見通し。